

## 入札の心得

- 1 入札者は、入札時刻に遅れないように入札会場に参集してください。  
なお、定刻に参集しない者又は遅れた者は辞退したものとみなします。
- 2 入札者は、別に定める入札書に記名押印し、入札金額についてはアラビア数字で明確に記入し、金額の頭書に「¥」と記入してください。
- 3 入札書をいったん入札した後は、入札書の書き換え、引き換え及び撤回することができません。
- 4 代理人に入札及び開札の立会いを委任する時は、あらかじめ委任状を提出してください。委任状の代理人住所は代理人の現住所とします。委任状の提出がない場合は入札に参加できません。又、入札書には、代表者印及び代理人の印も押印してください。
- 5 郵便、電報、電話、ファクシミリ等による入札はできません。
- 6 開札は、入札場所において執行します。
- 7 入札において、予定価格以下で最低価格のものを落札者とします。なお、最低価格者が2人以上同価格の入札をした場合は、くじにより落札者を決定します。
- 8 入札が予定価格に達しないときは、引続き再度入札を行います。再度入札は1回までとし、初度入札とあわせて2回を限度とします。
- 9 最低制限価格未満の入札者は無効とし、再度入札に参加することはできません。
- 10 初度入札に参加しないものは、再度入札に参加できません。
- 11 入札者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができます。
- 12 入札者のうち、その入札執行の秩序を乱す行為、又は不正の行為と認められる者についてはその入札を排除し、又はその者を入札場外へ退去させます。
- 13 次に掲げる入札は無効とします。
  - (1) 入札書が不完全と認められるもの。
    - ア 入札書に金額の表示がないもの。
    - イ 入札書の金額欄に訂正があるもの。
    - ウ 入札書に工事等の名称がないもの。
    - エ 入札書に代表者印のないもの。
    - オ 入札書に受任者(代理人)の印がないもの。
    - カ 入札書の宛名が違うもの。
    - キ 入札書を封入せず提出したもの。
  - (2) 法令及び本組合契約規則並びに現説事項に違反したもの。
- 14 この入札の注意事項以外の事項については、広域大和斎場組合契約規則等の定めによるものとします。